

都市計画法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 都市計画法施行令の一部改正

開発許可が不要となる国、都道府県又は市町村等が直接その事務又は事業の用に供する建築物から、乳児等通園支援事業の用に供する施設を除くものとする。こと。
(第二十一条第二十六号口関係)

第二 活動火山対策特別措置法施行令の一部改正

火山災害警戒地域内にある場合に市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めなければならない施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加するものとする。こと。
(第一条第二項第一号関係)

第三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正

航空機騒音障害防止地区内において建築しようとする場合に防音上有効な構造としなければならない建築物等に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加するものとする。こと。
(第六条第一号関係)

第四 特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正

浸水被害防止区域内において特定開発行為又は特定建築行為をする場合に都道府県知事等の許可を受けなければならない制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加するものとする。こと。

(第十九条第一号関係)

第五 津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正

一 市町村地域防災計画等にその名称及び所在地が定められた場合に避難確保計画の作成等をしなければならない施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加するものとする。

(第十九条第一号関係)

二 津波災害特別警戒区域内において特定開発行為又は特定建築行為をする場合に都道府県知事等の許可を受けなければならない制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加するものとする。

(第二十一条第一号関係)

第六 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正

公営住宅建替事業に関する事項として地域住宅計画に記載することができる公共公益施設に、乳児等通

園支援事業の用に供する施設を追加するものとする。

(第二条第一号関係)

第七 附則

一 この政令は、令和七年七月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

（附則第二条から第五条まで関係）